

## 市・県民税、所得税などの申告はお早めに

平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得

令和2年度の市・県民税申告の  
受け付けが始まります郵送で提出する場合は、  
市役所税務課〒488-8666(住所不要)へ

## 市・県民税申告受付日程

とき(土・日曜日、祝・休日を除く)		申告会場
1月29日(水)	午前9時30分～午後1時	渋川福祉センター 会議室
30日(木)		北本地ヶ原ふれあい会館
31日(金)		東部市民センター ふれあいホール
2月17日(月)～28日(金)	午前9時30分～午後4時※ (正午～午後1時を除く)	スカイワードあさひ ひまわりホール
3月16日(月)まで	午前8時30分～午後5時15分	市役所税務課

※混雑状況により、午前中にお越しいただいても午後の受け付けとなる場合や、早く受け付けを終了する場合があります。

## 申告が必要なかた

令和2年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当するかた

- 所得が公的年金のみで、所得税の確定申告の必要はないが、社会保険料や扶養などの控除を受ける
- 公的年金収入金額が400万円以下の年金受給者、または給与所得者で、当該所得以外の所得(不動産・報酬など)が20万円以下のため、所得税の確定申告書を提出する必要がない
- 前年中の所得がなく、国民健康保険に加入している
- 前年中の所得がなく、同じ世帯内のどなたにも扶養されていない

持ち物: 前年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)、控除を受けるための必要書類(次ページ参照)、認め印(朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは本人確認書類(通知カードなどの「番号確認書類」と運転免許証などの「身分確認書類」)

※市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です。

## 申告が不要なかた

次のいずれかに該当するかた

- 給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている
- 公的年金所得のみで、公的年金等支払報告書が支払者から市役所へ提出されている(社会保険料や扶養などの控除を受ける場合は申告が必要)
- 所得税の確定申告書を提出する



## 公的年金を受給しているかた

平成31年(令和元年)中の公的年金収入が合計400万円以下のかたのうち、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、還付を受けるための申告を除き、所得税の確定申告は不要です。ただし、市・県民税を計算する上で必要となる控除を追加する場合は、市・県民税申告が必要です。

## 申告書の送付

昨年の実績に基づき、1月下旬に郵送します。同封の記入例を参考に記入してください。申告書が届かないかたや新たに申告が必要なかたは、申告会場でお受け取りください(ホームページからもダウンロード可)。

## 市・県民税の住宅ローン控除

対象者	所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税から住宅ローン控除可能額を控除しきれなかったかた
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは、市への申告は不要(初めてこの制度の適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要)</li> <li>●源泉徴収票をお持ちのかたは、「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」に記載があることをご確認ください</li> <li>●詳細は尾張瀬戸税務署(☎82-4111)へお問い合わせください</li> </ul>

## 控除を受けるための必要書類

控除種別	必要書類
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の前年中の所得金額が分かる書類(源泉徴収票など)
医療費控除	医療費控除の明細書(平成29年分から領収書提出の代わりに明細書の添付が必要となりました。領収書は自宅で5年間保存。平成31年(令和元年)分の申告は、医療費の領収書の添付が提示でも可)
社会保険料控除	国民年金等支払証明書、国民健康保険税などの支払金額が分かるもの
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払証明書
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料などの支払証明書
障害者控除	療育手帳など
寄附金税額控除	寄附先・金額が分かる領収書など

※上記のほかに雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、勤労学生控除などあり。詳細はお問い合わせください。

**問い合わせ先** / 市役所税務課市民税係 ☎76-8117

## 所得税などの確定申告

区分	とき(土・日曜日、休日を除く)	ところ	対象
確定申告	2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後5時(4時受け付け終了)	パルティセとアリーナ (駐車場は有料)	所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税
確定申告・ 税理士による 無料税務相談	2月17日(月)～28日(金)* ●午前/9時30分～正午 ●午後/1時～4時(番号札は0時30分 から配布)	スカイワードあさひ ひまわりホール	所得税(給与所得、雑所得、分離課税を除く配当所得、一時所得のみ)

※混雑状況により、午前中にお越しいただいても午後の受け付けとなる場合や、早く受け付けを終了する場合があります。

詳細は本号と同時配布の「税連協だより」をご覧ください。



**確定申告書の提出・問い合わせ先**

尾張瀬戸税務署

(〒489-8520 瀬戸市熊野町76-1)

☎82-4111

## 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付確認書を送付

前年中に納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付額を記載した確認書を1月下旬に送付します。確定申告書などで社会保険料控除として記入する際にご利用ください。なお、申告には「保険の種類」と「納付額」を記入するのみで、納付確認書や領収書の添付は不要です。

**問い合わせ先** / 市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151、高齢者医療係 ☎76-8153

## 要介護認定を受けているかたへ

### おむつ費用の医療費控除確認書

控除を受けるのが2年目以降のかたは、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する確認書で申告できます。確認書は要介護認定に係る主治医意見書の内容から、寝たきり状態で尿失禁の可能性があることが確認できる場合に交付します。必要なかたは申請してください。

### 65歳以上のかたの介護保険料納付確認書(普通徴収分)

前年中に納付書または口座振替で納付したかたに介護保険料納付確認書を1月下旬に送付します。なお、介護保険料が年金から天引きされている場合は送付しません。年金支払者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票をご確認ください。

### 障害者控除対象者認定書

おおむね要介護1以上の認定を受けている65歳以上のかたで、身体障害者手帳などの交付を受けているかたと同程度の状態である場合、所得税などの税務申告で障害者控除が受けられます。該当するかたには1月下旬に認定書を送付します。

**申請・問い合わせ先** / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144